

# 個人情報保護法の3年ごと見直し に関する意見

2019年3月12日  
一般社団法人 電子情報技術産業協会  
(JEITA)

# はじめに

- 日EU間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みにつきましては、民間の意見を十分に聞いていただいた上で交渉を進めていただきました。多大なご尽力に大変感謝いたします。
- 個人データの自由な流通・利活用を確保し、技術革新の成果を国民が活用していくために、適切なデータ保護が重要であると考えています。
- これは日本のみならず、国際的にも同様であるため、安倍首相がダボス会議で発言された「DFFT(データ・フリー・フロー・ウィズ・トラスト)」の考え方につきましても強く賛同いたします。

# はじめに

- 現行の個人情報保護法は全面施行からまだ2年足らずということもあり、今回は、政令、委員会規則、ガイドラインによって個人情報保護の実効性を高めることが重要と考えます。
- ただし、中長期的に、国際動向、ビジネス動向、技術の進展を踏まえ、個人の権利利益の侵害リスクを許容できなくなった場合には、抑止のための立法措置を検討願います。
- また、個人情報保護委員会が行政機関や自治体における個人情報取扱いについても所管し、監督権限を持つことにより、自治体ごとに異なる個人情報保護条例の問題等に対処して頂けるよう、他省庁とも連携しつつ、法改正の検討をお願いします。
- 以降、下記の2項目について意見を述べさせていただきます。
  1. 政令、規則、またはガイドラインを通じて明確化をお願いしたい事項
  2. その他、個人情報保護委員会へのご要望事項

# 1-1. 政令、規則、またはガイドラインを通じて明確化をお願いしたい事項

## ○個人データに関する個人の権利の在り方

- データポータビリティ権はEU一般データ保護規則(GDPR)で規定されています。日本の個人情報保護法の開示請求権は、その一部に相当しますが、現行では(本人の同意があれば電子メール等も可能とされているものの)「書面開示」が原則とされています。
- 個人データの自由な流通・利活用を確保し、データポータビリティ権との調和を図る観点からも、EUと同様に事業者にとって負担が少ない「電磁的開示(電子データのダウンロード)」でも開示が可能であることを政令やガイドラインにおいて明確化をお願いします。
- なお、事業者間のデータ移転の義務付けやデータフォーマット変換の義務付け等、事業者の過剰な負担となるような措置については慎重な議論をお願いします。

## 1-2. 政令、規則、またはガイドラインを通じて明確化をお願いしたい事項

### ○データ利活用に関する施策の在り方

- 匿名加工情報の利活用事例や各事業者団体における取組みについては、調査報告書で公表して頂いており、当協会も参考にしています。今後も利活用事例(ベストプラクティス)を積極的に公表して頂き、更なる匿名加工情報および非識別加工情報の利活用促進を図るようお願いします。
- またデータ利活用の促進に向けて、秘密計算(※1)や高度な暗号化等の安全管理に関する技術や、規制のサンドボックス制度(※2)の活用を促進するため、ガイドライン等を通じた明確化などを検討願います。

#### ※1)秘密計算

データを暗号化したまま計算できる技術

#### ※2)規制のサンドボックス制度

生産性向上特別措置法に基づき、参加者や期間を限定すること等により、既存の規制にとらわれることなく新しい技術等の実証を行える環境を整備すること。

## 2-1. その他、個人情報保護委員会へのご要望事項

### ○国際的制度調和への取組と越境移転の在り方

- 「DFFT」の考えの下、日米欧で協力してデータの自由な流通圏を拡大すべきと考えています。そのためには、国際的な制度の調和を図り、越境データ移転をスムーズに行えるような環境の整備を進めるようお願いいたします。また、データローカライゼーション等の問題については、グローバルでビジネス展開するJEITA会員企業として政府間での課題解決を期待します。
- アジアやAPEC諸国において越境データ移転に規制を設ける国々が増えています。なお、APEC諸国のうち、以下の国で越境データ移転規制があります。
  - 豪州、韓国、シンガポール、タイ、ベトナム、フィリピン、インドネシア 等
- これらの国からのデータ移転を十分な保護レベルを確保しながらスムーズに行えるよう、APECの越境プライバシールール(CBPR)を活用する方策を検討願います。具体的には、日本の個人情報保護法ガイドラインと同様、各国の越境データ移転を規制する法令やガイドラインに、CBPRを用いた移転方法を明示してもらえるよう働きかけをお願いいたします。また、GDPRの認証制度とCBPRとの連携についても産業界として支持します。

## 2-2. その他、個人情報保護委員会へのご要望事項

### ○漏えい報告の在り方

- EUでは「個人データ侵害により個人の権利や自由に対するリスクが生じ得ない場合」は報告不要としています。
- 我が国でも、軽微な案件（例えば個人情報データベース等から帳票に印字された個人データ数件の紛失）については報告不要とする等、報告軽減措置の拡大を検討願います。
- 漏えい報告につきましては、報告の要否に迷う事案もあるため、ガイドラインやQ&Aで報告を要する事例と報告を要しない事例の充実化を願います。

## 2-3. その他、個人情報保護委員会へのご要望事項

### ○データ利活用に関する施策の在り方

- Society5.0の実現のため、AIやIoT等における新しい技術の活用が促進される必要があります。今後、AIやIoTなど新しい領域でグレーゾーンが発生した場合には、ガイドライン等を通じて法解釈の明確化を速やかに図るようお願いいたします。
- カメラ画像や顔特徴データの取扱いについては、ガイドラインQ&Aで記載を充実して頂いていますが、消費者の権利利益に及ぼす影響が大きい分野であるため、事務局レポート等で包括的な指針を示すようお願いいたします。

## 2-4. その他、個人情報保護委員会へのご要望事項

### ○ペナルティの在り方

- 故意に個人情報を目的外利用したり、流出させるような悪質な事業者に対しては法執行を強化するべきと考えます。一部の不適切な事業者による意図的な非遵守を是正することによって、個人の権利利益を保護するとともに、個人が事業者に対して抱く不安等を緩和するようお願いいたします。
- 他方、ウェブサイトの脆弱性をついた不正アクセス等の被害を受けた事業者に対しては、リスクに応じた改善指導等は妥当ですが、不正アクセスを行った者に対する法執行こそを強化すべきであり、被害を受けた事業者に対する過度な法執行は行うべきでないと考えます。
- 上記のように、現行の法的枠組みの中で意図的な非遵守に対する法執行を強化すべきであり、課徴金制度導入は個人情報を適切に活用する事業活動の委縮を招き、ひいては国民生活の向上を阻害します。
- また、個人情報保護委員会による事業者に対する報告徴収・立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置のうち重要なものについては、事業者における意識向上のためにも、その概要を公表するようお願いいたします。

## 2-5. その他、個人情報保護委員会へのご要望事項

### ○法の域外適用の在り方

- 外国当局との執行協力については、相互主義のもと、適切な推進をお願いします。

### ○その他全般

- 「DFFT」を実現させるため、EUや米国のデータ保護当局と国際的な個人情報保護制度の調和に向けた交渉をお願いします。その際、産業界の意見も聞いていただけますと幸いです。
- 貴委員会のGDPR関連情報ページや、諸外国の個人情報保護制度に関する報告書につきましては、当協会でも有効活用にさせて頂いています。引き続き、事業者のコンプライアンスコスト削減のためにも、海外法令の関連情報の発信をお願いします。
- 前述を含め、ガイドラインやQ&Aの更なる拡充、またそれらの周知徹底をお願いします。